

No. 151(2016/12)

GS Media BV v. Sanoma Media Netherlands BV 事件

欧州司法裁判決（2016年9月8日）の概説

～インターネット上に無断アップロードされた著作物へのリンクが侵害となる条件～

慶應義塾大学法科大学院 奥邨弘司

はじめに

インターネット上のリンク行為について、著作権の直接侵害が成立し得ることを示したものとして注目される本判決について、紹介したい¹。

1 事実の概要

Playboy 誌を発行している Sanoma 社は、ドイツのテレビ司会者 Britt Dekker のヌード写真を、同誌の 2011 年 12 月号に掲載予定であった。Sanoma 社は撮影したカメラマンから、当該写真の著作権について独占許諾を得ていた。

前記雑誌の発行前である、同年 10 月のある日、GeeStijl.nl という web ニュースサイトを運営する GS Media 社に対して、匿名の人物から、前記写真のファイルがホストされているサイトの URL が送信されてきた。同日、Sanoma 社から、GS Media 社の親会社に対して、GeeStijl に写真を掲載しないようにとの連絡が届いたが、GS Media 社は「Ms Dekker のヌード写真」という記事を掲載し、問題の写真中の 1 枚の一部と、「お待ちかねのあなたに写真へのリンクへはこちら」という文言と共に、写真へのリンクを掲載した。

その後、Sanoma 社から記事の掲載停止の要請が GS Media 社に届くが、同社は、その都度、新たな記事を掲載し、写真へのリンク（当初写真を掲載していたサイトが、Sanoma 社からの要請で写真を削除したので、写真を掲載している別のサイトへのリンク）も掲載した。

Sanoma 社は、GS Media 社が、写真へのリンクを掲載したことおよび写真の一部を掲載したことが、著作権侵害などに当たるとして、オランダで訴訟を提起した。地裁は著作権侵害を認めたが、控訴裁は認めず、事件は最高裁に上告された。

¹ 本稿は、2016 年 10 月 7 日に開催された SLN セミナー（Softic）での講演内容をもとにまとめたものである。

オランダ最高裁は、インターネット上に、著作権者の同意なく掲載され、自由にアクセス可能な著作物に対してリンクを提供する行為が、情報社会指令の定める公衆への伝達権（the right to communicate to the public²）の侵害となるか否かについて、欧州司法裁判所の先決判断を求めた。

全 14 ページ； 以下目次のみ。

2 判決の概要

3 解説³

3-1 本判決の構造

3-2 本判決の争点

3-3 Svensson 事件判決⁴

3-4 事案の相違

3-5 認識要件と営利性要件

3-5-1 相互の関係

3-5-2 認識要件

3-5-3 営利性要件

4 今後のポイント

4-1 認識要件

4-2 営利性要件

4-3 リーチサイトへの影響

4-4 検索エンジンへの影響

4-5 日本法への示唆

以 上

² Communication to the public については、「公衆への伝達」と訳するのが一般的なため、それに倣った。ちなみに「公衆への伝達」権は、我が国でいう公衆送信権（送信可能化を含む）および伝達権を足しあわせたような権利となる（茶園成樹「EUにおける公衆への伝達権について」年報知的財産法 2013（日本評論社・2013）3～4頁参照）。我が国の伝達権と混同しないように注意を促したい。

³ 速報解説として、Liwen Mah & Jennifer Stanley (Fenwick & West LLP), *Copyright Alert : The European Union Exposes Websites to Copyright Liability for Linking to Infringing Material of Third Parties* <<https://www.fenwick.com/publications/pages/the-european-union-exposes-websites-to-copyright-liability-for-linking-to-material-of-third-parties.aspx>>.

⁴ 作花文雄「リンキングに関する著作権問題の動向（CJEUにおける裁判例の形成と課題）——リンキング許容性の下における著作物利用行為性の生ずる『Contextの検証』——」コピライト 654号（2016）27頁参照。